

第三十八回国会 内閣委員會議録 第八号

昭和三十六年三月二日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野一郎平君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

大森 玉木君 佐々木義武君

辻 寛一君 服部 安司君

藤原 節夫君 前田 正男君

牧野 寛索君 田口 誠治君

山内 広君 山花 秀雄君

出席國務大臣

法務 大臣 植木庚子郎君

運輸 大臣 木暮武太夫君

建設 大臣 中村 梅吉君

國務 大臣 池田正之輔君

國務 大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

総理府総務長官 藤枝 泉介君

経済企画政務次官 江藤 智君

大蔵政務次官 田中 茂穂君

農林政務次官 井原 岸高君

労働政務次官 柴田 栄君

委員外の出席者

専門 員 安倍 三郎君

三月一日

委員受田新吉君辞任につき、その補

欠として西村榮一君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として受田新吉君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員田口誠治君辞任につき、その補

欠として田中織之進君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員田中織之進君辞任につき、その

補欠として田口誠治君が議長の指名

で委員に選任された。

二月二十八日

法務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九四号)

運輸省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇二号)

同日

国家公務員に対する寒冷地手当、石

炭手当及び薪炭手当の支給に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第一〇五号)

農林省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇九号)

臨時行政調査会設置法案(内閣提出

第一一五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

原子力委員会設置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五〇号)

経済企画庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第六九号)

労働省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七三三号)

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出第八一号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八二二号)

海上保安庁法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八七号)

建設省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八九号)

法務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九四号)

運輸省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇二号)

国家公務員に対する寒冷地手当、石

炭手当及び薪炭手当の支給に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第一〇五号)

農林省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇九号)

臨時行政調査会設置法案(内閣提出

第一一五号)

○久野委員長 これより会議を開き

原子力委員会設置法の一部を改正す

る法律案を議題とし、政府より提案理

由の説明を求めます。池田國務大臣。

原子力委員会設置法の一部を改

正する法律案

原子力委員会設置法の一部を

改正する法律

原子力委員会設置法(昭和三十年

法律第八十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十四条の次に次の三条を加え

る。(原子炉安全専門審査会)

第十四条の二 委員会に、原子炉安

全専門審査会(以下「審査会」と

いう)を置く。

2 審査会は、委員長の指示があつ

た場合において、原子炉に係る安

全性に関する事項を調査審議す

る。

第十四条の三 審査会は、審査委員

三十人以内で組織する。

2 審査委員は、学識経験のある者

及び関係行政機関の職員のうちか

ら、内閣総理大臣が任命する。

3 審査委員は、非常勤とする。

4 学識経験のある者のうちから任

命される審査委員の任期は、二年

とする。

5 前項の審査委員は、再任される

ことができる。

第十四条の四 審査会に、会長一人

を置き、審査委員の互選によつて

これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あら

かじめその指名する審査委員がそ

の職務を代理する。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一

日から施行する。

理 由

原子炉の安全性の確保の重要性に

かんがみ、その審査の一層の公正を

期するため、原子力委員会に原子炉

安全専門審査会を置く必要がある。

これが、この法律案を提出する理由

である。

○池田(正)國務大臣 ただいま議題と

なりました原子力委員会設置法の一部

を改正する法律案について、その提案の

理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子炉の設置に際しましては、その

安全性の確保が最大の前提条件である

ことは申すまでもありません。このた

め原子炉の設置の許可をいたします場

合には、核原料物質、核燃料物質及び

原子炉の規制に関する法律の定めると

ころにより、あらかじめ原子力委員会

の意見を聞くものとされ、従来原子力

委員会におきましては、各界の権威者

を構成される原子炉安全審査専門部会

を設け原子炉の安全性確保に遺憾なき

を期しておるのであります。しかしな

がらこの専門部会は本来臨時的な性格

のものであり、かつ現行原子力委員会

設置法にはその組織に関して規定して

いないのであります。この点に関し

第三十四回国会の衆議院科学技術振興対

策特別委員会及び参議院内閣委員会に

おきまして、原子炉安全審査機関を法

制化すべきである旨の附帯決議がなさ

れておるのであります。原子炉の安全

性確保の重要性にかんがみ、かつこれ

ら附帯決議の趣旨を尊重し、原子炉安

全審査機関の法制化をはかる必要があ

ると考え、この法律案を今国会に提出

するに至った次第であります。  
以下この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず原子力委員会に原子炉安全専門審査会を置くものとし、常置の審査機関を法律に明記したのであります。この審査会は、原子力委員長、の指示があった場合において、原子炉にかかる安全性に関する事項につき調査審議するものであります。

次に審査会の組織であります。現在の原子炉安全審査専門部会の運営の経験に徴し、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する審査委員三十名以内で組織するものといたしております。

第三に審査会の審議は原子炉の設置許可の申請及び原子炉施設等の変更許可の申請がありまして、審査委員は非常勤とし、また学識経験者である審査委員につきましては、従来の専門委員とは異なり、任期制をとり、任期を二年と定め、常置機関である趣旨を明らかにいたしましたのであります。

以上が原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の理由並びに要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案及び海上保安庁法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。木暮運輸大臣。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案  
運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「港湾建設局（第四十六条第五十條）」を「港湾建設局等（第四十六條―第五十條の二）」に改める。

第四条第一項第四十四号の十五の次に次の一号を加える。  
四十四の十六 ユースホテルセンターを設置し、及び運営すること。

第二十八條の三第三号中「通訳案内業」を「旅行あつせん業及び通訳案内業」に改め、同条第六号を次のように改める。  
六 ユースホテルセンターに関すること。

第二十九條及び第三十四條（見出しを含む）中「海技専門学院」を「海技大学校」に改める。  
第三十七條第二項の表中「高浜海員学校」愛知県碧海郡高浜町」を「清水海員学校 清水市」に改める。

第三十八條第三項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。  
第三十九條に次の一項を加える。  
2 前項に掲げるもののほか、本省に、地方支分部局として、臨時に伊勢湾港湾建設部を置く。

第二章第四節第二款の款名を次のように改める。  
第二款 港湾建設局等  
第四十七條の表中「三重県 愛知

県」を削る。  
第二章第四節第二款中第五十條の次に次の一條を加える。  
（伊勢湾港湾建設部）  
第五十條の二 伊勢湾港湾建設部は、名古屋府に置き、その管轄区域は、愛知県及び三重県の区域とする。  
2 伊勢湾港湾建設部に、次長一人を置く。  
3 第四十六條、第四十八條第二項、第四十九條及び前條の規定は、伊勢湾港湾建設部について準用する。  
附則  
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第三十八條第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

海上保安庁法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律案  
海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第十二條第一項中「九海上保安管区」を「十海上保安管区」に改め、同条に次の一項を加える。  
運輸大臣は、航路標識の管理その他の業務の円滑な遂行のため特

に必要があると認める場合は、海上保安管区の境界附近の区域に関するものに限り、一の管区海上保安本部の所掌事務の一部を他の管区海上保安本部に分掌させることができる。

附則  
この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

理由  
九州方面の海上保安業務を充実するため、南九州方面を区域とする第十海上保安管区を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○木暮國務大臣 たいだいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。  
今回の改正の第一点は、本省の付属機関である海技専門学院の名称を海技大学校と改めることとあります。海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する学術及び技能を教授する機関であります。その教育内容は大学と同程度のものでありますので、実態に即するよう名称を改めることとしたのであります。  
次に改正の第二点は、本省の付属機関である高浜海員学校の名称変更であります。同校は昨年十月、清水市に校舎の移転を完了しましたので、その

別表第六海上保安管区の項及び第七海上保安管区の項中「山口市」を削り、同項中「長崎県、熊本県、鹿児島県及び宮崎県」を「及び長崎県」に改め、同表中第九海上保安管区の項の次に次の一項を加える。

Table with 2 columns: 第十海上保安管区, 鹿兒島市, 第十管区海上保安本部

名称を清水海員学校に改める等、所要の改正をいたすものであります。  
改正の第三点は、本省の付属機関である自動車審議会の存続期限を一年間延長することとあります。自動車審議会は、自動車輸送及び自動車の保安に関する基本的な問題を調査審議するため設けられたもので、存続期限は本年三月三十一日限りとなっております。同審議会は、これまで十数回にわたる審議を重ねて参つたのであります。問題の重要性にかんがみ、その審議には慎重を期する必要がある。いまだ結論を得るに至りませんので、今回一年間その存続期限を延長することとしたのであります。

改正の第四点は、伊勢湾地区における港湾の緊急整備をはかるため、本省の地方支分部局として、臨時に伊勢湾港湾建設部を置くこととあります。伊勢湾地区の港湾の整備につきましては、現在横浜市にある第二港湾建設局が所掌しておりますが、同局の管轄区域は非常に広く、その事業量は膨大なものとなっております。来年度からは伊勢湾地区の港湾防災事業の量が飛躍的に増加することとなり、しかも能率的に行なわせるため、このた

理由  
九州方面の海上保安業務を充実するため、南九州方面を区域とする第十海上保安管区を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



せることとしようとするものであります。

次に第二点についてであります。近時わが国と諸外国との交通は日々しげく、外交、貿易、學術研究、觀光等のため本邦に出国し、または本邦から出国する外国人及び日本人の数もますます増加しておりますが、これらのうち半数以上の者が東京国際空港から出入国してまいりますとともに、外国の元首、国賓等も多数同空港から出入国しつづける実情でありまして、同空港における出入国管理事務運営の態勢を整備、強化し、一そのの能率化及び適正化をはかることが必要となりましたので、東京入国管理事務所羽田空港出張所を廃止して、羽田入国管理事務所を置くこととしようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いします。

臨時行政調査会設置法案

(設置)

第一条 総理府に、附屬機関として、臨時行政調査会(以下「調査会」という。)を置く。

第二条 調査会は、行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上を図るため、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調

査審議する。

2 調査会は、前項に掲げる事項に關して、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申する。

3 調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができ、

第三條 内閣総理大臣は、前條第二項の意見若しくは答申又は同條第三項の申出を受けたときは、これを尊重しなければならぬ。

第四條 調査会は、委員七人をもって組織する。

第五條 委員は、行政の改善問題に關してすぐれた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉會又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができ、

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、委員が身心の故障のための職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適し

ない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

第六條 調査会に、会長一人を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第七條 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

及び公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう)その他これに類する政令で定める団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、各行政機関の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員にこれを調査させることができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、第一項に掲げる者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十條 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、行政管理事務次官をもつて充てる。

4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

第十一條 この法律で定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(行政管理局設置法の一部改正) 2 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 長官は、臨時行政調査会設置法(昭和三十六年法律第 号)

第二條第一項の規定に基づき臨時行政調査会が調査審議することを適當とする事項については、同調査会が置かれていない間は、行政審議会に諮問しないものとする。

(総理府設置法の一部改正) 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中公營競技調査会の項の次に次のように加える。

る。 第一條第十九号の四の次に次の一号を加える。 十九の五 臨時行政調査会の委員

臨時行政調査会 臨時行政調査会設置法(昭和三十六年法律第 号)の規定によりその権限に属せられた事項を行なうこと。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正) 4 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正す



ずるとともに、支給地域の区分を異にして異動した場合の特例措置を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表世帯主たる職員に改め、同条第四項中「五千円」を「七千五百円(世帯主たる職員のうち内閣総理大臣の定める者に対しては、五千円)」に、「千七百円」を「二千五百円」に改める。

第三条第二項中「前項」を「第四項並びに前項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十五年十二月二十七日付勧告に基づいて薪炭手当の支給額の限度を改定するとともに、この際石炭手当についても一部その支給額の限度を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由

である。

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

まず一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につき申し上げます。

昨年十二月二十七日、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員に支給される暫定手当の支給地域区分等について改善すべきことを勧告いたしましたのでありますが、政府といたしまして慎重に検討を加えた結果、このたびこれを人事院勧告通り実施すること

が妥当であるとの結論に達しましたので、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について所要の改正を行なうとすものであります。

改正の第一点は、同一市町村内における暫定手当の不均衡の調整措置であります。すなわち本年四月一日における市町村の区域内に、暫定手当が支給されていない地域を含まず、かつ支給されている地域を異にする地域を含んで

いる場合には、そのうちの最低の支給地域区分の地域に在勤する職員に対して、一段階上位の支給地域区分の暫定手当を支給することとし、また同日に

おける市町村の区域内に暫定手当が支給されていない地域と支給地域とを含んでいる場合には、支給されていない地域に在勤する職員に対して、二級地

の暫定手当を支給することとしたしました。なお、市町村の区域内に、昭和二十七年十月二日以後本年四月一日の間になされた境界変更により編入された地域を含む場合には、それらの地域を除いた区域について、以上述べました措置をとることとし、これらの編入地域に官署があり場合は、いわゆる官署指定の特例を認めまして、その官署に勤務する職員に支給される暫定手当の支給地域区分は、本年四月一日現在における当該編入地域の属する市町村における近接地域の支給区分等を勘案して、人事院規則で定めることとしたしました。

改正の第二点は、在勤する地域を異にして異動した場合の特例措置であります。すなわち本年四月一日以降、職員がその受けていた暫定手当の支給区分より低い区分の地域または暫定手当の支給されていない地域に異動した場合に、その異動の日から六月間、異動前の支給地域区分に属する暫定手当を支給することとしたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容を昭和三十六年四月一日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

昨年十二月二十七日、人事院は国会及び内閣に対し、薪炭手当の支給額の限度を引き上げべきことを勧告いたしましたのでありますが、政府といたしまして慎重に検討を重ねました結果、こ

の際これを実施するとともに、あわせて石炭手当についても一部その支給額の限度を引き上げることが妥当であるとの結論に達しましたので、関係法律について所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち第一に、薪炭手当の支給額の最高限を、世帯主たる職員に対しては現行の五千円から七千五百円に、その他の職員に対しては現行の千七百円から二千五百円にそれぞれ引き上げることとしたしました。なお世帯主たる職員のうち、たとえば独身者などに対する支給額は、採暖の実情を考慮して五千円を限度とすることとし、それに該当する職員の範囲は、人事院の勧告に基づいて内閣総理大臣が定めることとしたしました。

第二に、北海道の丙地に在勤する職員に対する石炭手当につきまして、その支給額算定の基礎となる石炭の数量の最高限を、世帯主たる職員に対して現行の三トンから三・一トンに引き上げることとしたしました。

この法律案は以上の趣旨に基づきまして、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の改正を行ない、公布の日か

らこれを施行しようとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

○久野委員長 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。江藤経済企画庁次官。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第十一号を次のように改める。

十一 地域経済問題調査会に関すること。  
第十一条の二第一項中「三人以内」を「五人以内」に改める。  
第十四条第一項の表中地盤沈下対策審議会の項の次に次のように加える。

地域経済問題調査会	内閣総理大臣の諮問に応じ、経済的地域的な発展に関する総合的かつ重要な事項を調査審議すること。
国民生活向上対策審議会	経済企画庁長官の諮問に応じ、国民生活の向上対策に関する総合的かつ重要な事項を調査審議すること。

附則  
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。



理由

経済企画庁に置かれる参与の定数を五人以内に改めるとともに、経済企画庁の附属機関として、地域経済問題調査会及び国民生活向上対策審議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○江藤政府委員 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現在経済企画庁は、経済に関する総合企画調整官庁として、経済企画庁設置法に基づき総合的な立場から経済政策の運営に当たっているものであります。今後経済の健全なる発展を一そう促進するための施策の充実に、このことを考えますときは、経済企画庁設置法に所要の改正を加え、その任務の遂行に遺憾なきを期する必要があるものであります。

これが今回この法律案を提案するに至った根本的な理由であります。改正の第一点は、経済企画庁に付属機関として地域経済問題調査会を設置したいという点であります。我が国の経済が最近目ざましい発展を遂げつつあることは御承知の通りであります。これを今後も維持し、さらに一そうの発展をはかるためには、解決すべき幾多の問題のあることも事実であります。そのうちの重要な問題の一つは経済の地域的な発展に關連する問題であります。

御承知のように近年における我が国の経済の高度成長は、主として京浜、名古屋、大阪、北九州の四大工業地帯

を中心とする第二次産業の著しい発展によつてもたらされたものであります。これがため産業及び人口の過度の集中、過大都市の問題が生じてきていますのであります。すなわち昭和三十四年の工業生産額の半ば以上が四大工業地帯において生産されたものと推定され、また最近数年における全人口の増加数の大部分に相当する数の人口が、この地帯の都市に新たに集中するという状況であります。このような状態の当然の帰結として、工場新設に要する用地、用水の取得難が近時特に深刻な問題となつてはるか、たとえは東京の通勤輸送に見られるごとく、輸送上も種々問題が生じてきており、さらに上水の不足、住宅難等、生活環境の面においても看過し得ない状態が現われつつあるものであります。しかるに一方、工業等比べて生産性の低い第一次産業が主産業となつていゆる後進地域におきましては、その住民の所得の伸びが他の地域における住民の所得の伸びに比べて相対的におくれ、その結果いゆる地域間の所得格差の問題が提起されてきています。このような状態のまま推移いたしますと、これまで順調に発展を続けて参りましたわが国の経済は、各部門における隘路の発生によつてその高度成長を維持することが困難となるおそれがあるばかりでなく、地域的に不均衡な経済の発展は、長期的に見れば結局資源の有効な利用とならないのみならず、社会的緊張を強める結果にもなると思つております。

このため経済企画庁としては、国土総合開発法に基づく全国総合開発計画

画を策定すべく目下検討を進めているのであります。この計画を右のような問題の解決に資し得るりっぱなものとするためには、経済の高度成長の維持と地域的に均衡のとれた経済の発展をはかるという観点から、産業及び人口の適正配置に関する考えを明らかにし、さらに計画の実施を奨励する必要があるものであります。このよう

な趣旨から、経済企画庁に新たに調査会を設け、内閣総理大臣の諮問に

応じて、地域経済問題に関する総合的かつ重要な問題を根本的に調査研究することにしたのであります。

改正の第二点は、経済企画庁に付属機関として国民生活向上対策審議会を設置することにいたしましたことであり

ます。最近の目ざましい経済の発展に伴い、国民生活の向上には相当見られるべきものがあります。しかし先進諸国に比べますと、国民所得の水準から見れば、衣生活や耐久消費財の保有の面では比較的進んでいるにもかかわらず、食生活の面では質的に劣っており、また一般に個人生活の内容の充実の程度に比べて、住宅、上下水道その他の生活環境施設の整備の面が立ちおくれ

ている等、国民生活の各部門において不均衡が見られるのが現状であると思つております。政府といたしましては、従来より国民生活の安定向上に意を用いてきたことは言うまでもありませんが、従来どちらかといへば、経済政策としては、財貨の生産面に重点の指向された期間が戦後相当長く続いた

ということは、いなみ得ない事実であります。しかし生産の増強といつても、その究極の目的は国民生活の向上にあるのであります。右のような現状を考えますときは、国民生活の向上のためには一そう総合的な対策の推進が痛感せられますとともに、将来の経済の高度成長をささえる需要要因としては消費需要、特に個人消費支出の増加に期待するところが大きい事情を考へますと、その感をさらに深くするのであります。従つてこの点についても経済企画庁に国民生活向上対策審議会を設け、国民生活に関する総合的な向上対策を調査審議し国民生活の向上に資したいと思つております。

改正の第三点は、経済企画庁に置かれる参与の定数の増加であります。経済企画庁には、重要な任務について長官に意見を申し述べざる非常勤の参与が三人置かれていたものであります。さきに申し述べましたように、経済の地域的發展に関する問題並びに国民生活の総合的向上対策に関する問題等の重要性にかんがみ、これらの事項について識見の深い者を参与に加えることが必要であると考へまして、現在三人以内となつております参与の定数を増加して、これを五人以内に改めたいのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○久野委員長 次に、労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。柴

田労働政務次官。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第四号中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「職業安定局」を「職業安定局」「職業訓練局」に改め、同条第二項中「及び職業訓練部」を削る。

第十条第一項中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とし、第四号の四を第四号の三とし、同項第八号中「職業訓練法、炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱離職者臨時措置法（第五条の規定を除く。）」に改め、同条第二項中「第四号の三」を「第四号の二」に改め、同条第三項を削る。

第二章第一節中第十条の次に次の一条を加える。

（職業訓練局の事務）

第十条の二 職業訓練局において

は、次の事務をつかさどる。

一 職業訓練計画の策定に関すること。

- 二 公共職業訓練及び事業内職業訓練に関する事。
- 三 職業訓練指導員の免許に関する事。
- 四 技能検定に関する事。
- 五 前各号に掲げるもののほか、職業訓練法の施行及び炭鉱離職者に対する職業訓練に関する事。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

職業訓練に関する事務の円滑な遂行を期するため、本省の内部部局として職業訓練局を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○柴田(衆)政府委員 たいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

最近の雇用情勢は、わが国経済の成長を反映して全般的には改善されておりますが、その反面、労働力需給の内部に種々の不均衡が見られ、技能労働者の不足など、経済の成長を制約するおそれのある事態さえ現われ始めております。この技能労働者の不足は、今後における経済の成長に伴い、さらに激化するものと考えられます。また一方には石炭鉱業、駐留軍関係における離職者の集中的発生、中高年齢層の就職難の問題が存するのであり

ます。私はかねてから経済の高度成長をささえ、これを促進する積極的な雇用政策の推進を労働行政における重要な一つの柱と考えているのでありますが、産業構造の高度化と技術革新の進展は、生産現場における技能労働者の質の向上と量の確保を不可欠の要件としており、技能労働者を質量両面で確保するための施策を強化することは、現下の急務であります。またこのことは労働者の職業の安定と地位の向上に資するものであると確信いたすのであります。

政府といたしましてはこのような観点に立って、国民所得倍増計画の構想に基づき、職業訓練の拡充強化、技能検定制度の整備をはかり、技能労働者の養成訓練の拡充及び現に雇用されている労働者に対する再訓練を推進するとともに、当面の雇用情勢にかんがみ、転職者、離職者に対する転職訓練を促進することとし、また技能検定もこれを拡大実施することとした次第であります。

従来、職業訓練に関する事務は、労働省職業安定局職業訓練部において所掌して参ったのでありますが、本事務の重要性にかんがみ、政府の職業訓練に関する諸施策を総合的かつ積極的に推進するための局を設けることがぜひとも必要と考えるのであります。

この法律案の内容は、以上述べました考え方に基づき、労働省の内部部局として新たに職業訓練局を置き、職業訓練に関する事務の実施に遺憾なきを期するとともに、所要の規定の整備をはかるため、労働省設置法の一部を改正しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその概要でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○久野委員長 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。田中大蔵政務次官。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「六局」を「七局」に、「主税局」を「主税局」に改め、

同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第九條第一項第一号中「に関する制度及び酒類業組合等に関する制度」を「関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この号において同じ。」に関する制度(他国との租税に関する協定を含む。)に改め、同項第四号から第九号までを削り、同項第十号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 酒類業組合等に関する制度の調査、企画及び立案をすること。

第九條第二項を削り、同條の次に次の一条を加える。  
(関税局の事務)

第九條の二 関税局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 関税、とん税、特別とん税その他税関行政に関する制度(他国との関税に関する協定を含む。)の調査、企画及び立案をすること。
- 二 関税、とん税及び特別とん税の賦課徴収に関する事。
- 三 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りを行なうこと。
- 四 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に関する事。
- 五 税関貨物取扱人の免許を与え、これを監督すること。
- 六 税関統計を作成すること。
- 七 税関職員の教養及び訓練に関する事。

第十四條中「税関研修所」を「税関研修所(財務研修所)に改める。

第十六條第五項中「局長官房及び左の二部」を「左の三部」に、「業務部」を「総務部」に改める。

第十六條の二第一項中「職務上の訓練」を「研修」に改め、同條の次に次の二条を加える。  
(財務研修所)

第十六條の三 財務研修所は、大蔵省の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

2 財務研修所に支所を置く。

3 財務研修所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。  
(会計事務職員研修所)

第十六條の四 会計事務職員研修所は、国の職員に対して、会計事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

2 会計事務職員研修所は、東京都に置く。

3 会計事務職員研修所の組織は、大蔵省令で定める。

第十七條第一項の表中専売制度調査会の項を削る。

第十九條中「第九條第一項第一号から第九号まで」を「第九條第一号から第四号まで及び第九條の二各号」に改める。

第二十三條中「第九條第一項第一号及び第二号に掲げるもの(関税、とん税及び特別とん税に関するものに限る。)、同項第四号から第九号まで」を「第九條の二各号」に改める。

第二十五條第一項中「税関長官房及び左の三部」を「左の四部」に、「監視部」を「総務部」に改め、同條第二項中「税関長官房及び左の二部」を「左の三部」に、「監視部」を「総務部」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 第十七條第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は、昭和三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

最近における外国貿易の実情にかえりみ、大蔵省の主税局税関部を関



税局とするとともに、同省の附属機関として、財務研修所及び会計事務職員研修所を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中(茂)政府委員 だいたい議題となりまして大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明いたします。

この法律案は大蔵省の機構の一部を改正いたしまして、行政事務の一その適切かつ能率的な運営をはかろうとするものでありまして、おもな改正点は、主税局税関部を関税局とし、付属機関として財務研修所及び会計事務職員研修所を設けるとともに、金融機関資金審議会の設置期限を二年延長することでありまして、

以下、これらの改正点の概略について、御説明申し上げます。

第一は、主税局税関部を関税局とすることでありまして、最近におけるわが国貿易の急激な進展に伴いまして、税関の事務量は飛躍的に増加してきており、また為替・貿易自由化の動きに伴いまして、関税政策の重要性が高まっております。主税局税関部の事務量は量的にも質的にも著しく増大してきております。このような実情にかんがみ、この際主税局税関部を独立の局に昇格して、政策面及び実施面の事務処理の効率的な運営をはかろうとするものであります。

第二は、財務研修所及び会計事務職員研修所を設置することでありまして、前者につきましては、財務局職員の資質能力の向上、能率増進をはかるた

め、従来大臣官房地方課においてその研修を行なつて参りましたが、今般独立の付属機関として研修内容の充実をはかろうとするものであります。また後者につきましては、各省庁における会計事務の改善に資するため、かねてから主計局において行なつて参りました会計事務職員研修を、独立の付属機関として研修内容を一そう充実しようとするものであります。

第三は、印刷局及び税関における官房の制度を改め、内部統制の充実強化をはかるために、これを総務部とするものであります。

最後に、最近の経済金融情勢の推移にかんがみまして、大蔵大臣の諮問機関である金融機関資金審議会の設置期間をなお二年間延長し、昭和三十八年三月三十一日まで存置いたしまして、その間民間資金の活用の基本方針等について審議させることとしようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるよう御願ひ申し上げます。

○久野委員長 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。井原農林政務次官。

### 農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律

第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「研究部及び」を削る。

第七条中第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二 農林畜水産業に関する基本的な政策及び計画を樹立し、並びにこれに関し必要な調査及び分析を行なうこと。

十三 農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。

十四 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行なうこと。

第八条第一項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号及び第三十号を削り、同条第三項中「第二十八号」を「第二十七号」に改める。

第九条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に改める。

第十条第一項中第五号の六及び第六号を削り、第五号の七を第六号とし、第七号中「農業」の下に「畜産業」を含み、蚕糸業を除く。以下この条において同じ。」を加え、同項第八号中「都道府県その他試験研究機関の行う試験研究及び」を削り、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号中「自然科学的試験研究及び」を削り、同号を同項第十一号とし、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 普及部においては、前項第六号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第十一条第十一号中「畜産に関する試験研究を企画し、並びに係属試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十二条第八号中「蚕糸に関する試験研究を企画し、並びに係属試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十四条各号を次のように改める。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

三 農林省の試験研究機関の行なう試験研究と農林省の本省及び外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること。

四 農林省の試験研究機関の行なう試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

五 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

六 都道府県その他の者の行なう農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成及び当該試験研究についてのこれらの者との連絡に関すること。

七 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行なう者の資質の向上に関すること。

八 農林省の本省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務

の総括に関すること。

第十七条中「農業技術研究所」を「農業技術研究所」に、「放射線育種園芸試験場」を「放射線育種園芸試験場」に、「放射線育種農業土木試験場」を「放射線育種農業土木試験場」に改め、「農村工業指導所」を削る。

第十八条第一項中「調査研究、分析」を「基礎的調査研究並びにこれに関連する分析」に改める。

第十八条の次に次の五条を加える。

(農事試験場)  
第十八条の二 農事試験場は、農業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習(農林省の本省の他の付属機関の所掌に属するものを除き、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に関するこれらの事項を含む)を行なう機関とする。

2 農事試験場は、農業技術研究所に付置する。

3 農事試験場は、埼玉原に置く。

4 農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

5 農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(畜産試験場)  
第十八条の三 畜産試験場は、畜産に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 畜産試験場は、千葉県に置く。  
3 農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

4 畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(園芸試験場)

第十八条の四 園芸試験場は、園芸に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 園芸試験場は、神奈川県に置く。

3 農林大臣は、園芸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に園芸試験場の支場を設けることができる。

4 園芸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(茶業試験場)

第十八条の五 茶業試験場は、茶業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 茶業試験場は、静岡県に置く。  
3 農林大臣は、茶業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に茶業試験場の支場を設けることができる。

4 茶業試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農業土木試験場)

第十八条の六 農業土木試験場は、農業土木に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を

行なう機関とする。  
2 農業土木試験場は、神奈川県に置く。

3 農林大臣は、農業土木試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農業土木試験場の支場を設けることができる。

4 農業土木試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

二項の表中

東北農業試験場  
関東東山農業試験場

岩手県  
岩手県を「東北農業試験場」に改める。  
第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(食糧研究所)

第二十二條の三 食糧研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。

一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査  
二 食糧に関する分析、鑑定及び検査  
三 試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布  
四 食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習

2 食糧研究所は、東京都に置く。  
3 農林大臣は、食糧研究所の事務を分掌させるため、所要の地に食糧研究所の支所を設けることができる。

4 食糧研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十七條第二項を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県
名古屋植物防疫所	名古屋市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
神戸植物防疫所	神戸市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(下関市を除く)、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司植物防疫所	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第二十九條及び第三十條を次のように改める。  
第二十九條及び第三十條 削除

第四十八條中第七號を削り、第八號を第七號とする。  
第五十一條から第五十三條までを

次のように改める。  
(食糧管理講習所)  
第五十一條 第五十四條に規定するもののほか、食糧庁に附属機関として食糧管理講習所を置く。

2 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行なう機関とする。  
3 食糧管理講習所は、愛知県に置く。

4 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。  
第五十二條及び第五十三條 削除

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七條及び第十八條第一項の改正規定、第十八條の次に五条を加える改正規定、第十九條第一項及び第二項の改正規定、第二十一条の二の次に一條を加える改正規定並びに第二十九條、第三十條、第四十八條及び第五十一條から第五十三條までの改正規定は、昭和三十六年十月一日から施行する。

理 由  
農林水産技術會議に関する試験研究に関する事務の総括に関することを所掌させるとともに、農業に関する試験研究機関を再編成し、あわせて大臣官房の所掌事務の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○井原政府委員 たいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、大臣官房の企画調査機能を強化することであり、御承知の通り政府は、農林漁業及びこれを取り巻く条件の変化に応じまして、今後の政策の方針を明らかにするための農業基本法を初め、その他の諸法案を今国会に提出してあります。これとともに今後における農林漁業政策に遺憾なきを期するため、行政組織の整備につきましても種々検討をいたしているのではありませんが、とりあえず大臣官房の所掌事務を整備してその機能を強化するものとし、農林畜水産業に関する基本的な政策及び計画の樹立並びにこれに関する必要な調査等の事務を大臣官房で処理することとするほか、振興局の所掌である国土の総合開発等の事務及び農林経済局統計調査部の所掌である農林畜水産業に関する予測事業も、これに移管することとしたものであります。

第二は、農業に関する試験研究の管理事務を農林水産技術會議において処理せしめることとあります。農業に関する試験機関の管理事務は、現在、農林経済局が農業総合研究所、振興局が農業技術研究所及び地域農業試験場、畜産局が家畜衛生試験場、蚕糸局が蚕糸試験場、食糧庁が食糧研究所をつかさどることとしており、また研究企画についてはそれぞれ関係の行政部局が所掌することとされ、さらにこれらの試験研究の基本的な計画の企画立案及び総合調整につきましては、農林水産技術會議が担当することとなっております。しかも試験研究の内容によりましては、各行政部局における管理事務は互いに交錯いたしますし、また技術會議との関係も複雑化して参っているこ

と等を考え合わせますと、試験研究と行政との関係については十分考慮を払うこととしつつ、試験研究の管理事務はこれを集中して処理することがより効率的であると考えられるのであります。このような見地から、農業に関する試験研究機関の管理関係事務を農林水産技術会議に移管することとし、研究企画は、農林水産技術会議が各行政部局の協力を得て設定する研究目標に基づいて、各試験研究機関で行なうこととしたのであります。これに伴ない、振興局研究部は廃止することとしたのであります。

第三は、農業に関する試験研究機関を再編成することであり、農業に関する試験研究の体制は、蚕糸試験場、家畜衛生試験場、食糧研究所、農業総合研究所及び放射線育種場が、それぞれ蚕糸、家畜衛生、食糧の加工利用、農業経済及び放射線利用の研究部門を担当し、その他の農事、畜産、園芸、茶業、農業土木、経営等の部門につきましては、農業技術研究所と八つの地域農業試験場がそれぞれ総合的に担当しているものであります。今後の農業の動向と農業技術の高度化に伴う研究分化に即応して部門別研究の効率化をはかりましたためには、農林水産技術会議による総合調整機能の充実を前提としつつ、農事、畜産、園芸、茶業、農業土木の部門別に試験場を分化新設する必要がありますが生じております。このため、地域農業試験場については地域総合試験場の体制を可及的に維持しつつ、農業技術研究所と農業試験場の特定部門を分離統合して農事試験場、畜産試験場、園芸試験場、茶業試験場及び農業土木試験場の五試験場を農林本

省の付属機関として新設することとしたのであります。なおこの機会に食糧研究所を食糧庁から農林本省に移管するとともに、農村工業指導所をこれに統合し、食糧加工利用研究を強化することとしたのであります。

第四は、名古屋市中に植物防疫所を設置することであり、植物防疫所は、現在、横浜、神戸及び門司の三市に置かれ、輸出入植物及び輸入病害虫の検査及び取り締まり等の業務を行なっているものであります。わが国の重要産業地帯の一つである東海地区における業務量が名古屋を中心として飛躍的に増大しつつあることにかんがみ、新たに名古屋市中に植物防疫所を設置し、従来の横浜植物防疫所及び神戸植物防疫所の管轄区域の一部をその管轄下に置くこととしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いする次第であります。

### ○久野委員長 次に、建設省設置法の

一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。中村建設大臣。

建設省設置法の一部を改正する法律案  
建設省設置法の一部を改正する法律案  
建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 建設省の所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務を行なうこと。

第三号第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 宅地造成に関する調査及び指導を行なうこと。

第三号第二十六号の五中「建築資材」を「建設資材」に改め、「並びに」の下に「測量に関する技術者及び」を加え、同条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 地震工学に関する研修（外国人研修生を含む）の研修を行なうこと。

第四条第一項中「五局」を「六局」に、「計画局」を「建設局都市局」に改め、同条第二項中「第二十五号から第二十八号の四まで、第二十八号、第二十八号の二」を「第二十五号の四、第二十八号」に改め、「第三十号に規定する事務」の下に「同条第二十五号に規定する事務のうち建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設工用機械に係る技術検定に関するもの」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第十八号から第十九号まで」を「第十八号の三、第十九号」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「都市局」に改め、「第一号、第一号の二、」を削り、「第十七号及び第十

七号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務」を「に規定する事務」に「に関するもの、」を加え、同条第二十九号に改め、「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの」を削り、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 建設局においては、前条第一号から第一号の三まで、第十七号から第十八号の二まで、第二十五号の二、第二十五号の三及び第二十八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務、同条第二十五号に規定する事務（建設業法の規定による建設工用機械に係る技術検定に関する事務を除く。）並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に関する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に関するもの（附属機関の所掌に属するものを除く。）並びに建設技術に関する試験及び研究の助成に関するものをつかさどる。

第八条第一項中「河川工作物」を「土木」に改める。

第九条第一項中「並びに同条」を「同条」に改め、「指導に関するもの」の下に「並びに同条第二十九号の二に規定する事務」を加える。

第九条の二第一項中「第二十六号の五に規定する事務のうち」の下に「測量に関する技術者及び」を、「幹部」の下に「及び隊員」を加える。

第十条第一項の表中中央建設業審議会の中「昭和二十四年法律第百号」を削る。

第十四条第一項中「四部」を「五部」に改め、「ただし」の下に「用地区は、関東地方建設局及び近畿地方建設局のみ置くものとし」を加え、「総務部」を「用地部」に改める。

### 附則

この法律中第三条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に一号を加える改正規定並びに第四条及び第十条第一項の改正規定は昭和三十六年六月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

### 理由

建設省所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務等をつかさどらせるため本省に建設局を設置し、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村国務大臣 建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、建設事業に関する総合計画及び長期計画の算定、公共用地取得対策の樹立、建設業の振興等に関する行政を推進するため、本省にこれらの事務を所掌する建設局を設置するとともに、直轄事業の事業量の増大に対処するため、地方建設局の用地事務機構を整備する等、建設省の所掌事務及び機構についてその整備をはかるう

とするものであります。

以下その要旨を申し上げます。

まず第一に、本省に建設局を設置して、所管行政にかかる建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務、国土計画及び地方計画に関する調査及び立案に関する事務、土地の使用及び収用に関する事務、建設業の発達及び改善の助長、並びに建設業者の監督に関する事務等を所掌するものとしたことであります。

第二に、建設局の設置により現在計画局の所掌事務である国土計画及び地方計画に関する事務、土地の使用及び収用に関する事務等が建設局へ移し変えられることに伴い、計画局の名称を都市局に改めたことあります。

第三に、地震工学に関し、外国人研修生を含む研修生の研修を行なう事務を建設省の所掌事務に加えるとともに、これを建設省の付属機関である建築研究所につかさどらせることとしたことあります。

第四に、直轄事業の事業量の増大及び大都市近傍における用地取得の困難に対処して、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置することとしたことあります。

以上のほか、土木研究所において、委託に基づき建築資材以外の建設資材についても特別な調査、試験及び研究を行ない、及び建設研修所において、測量に関する技術者についても養成及び訓練を行なうことができることとする等、本省及び付属機関の組織に関する規定を整備することいたしました。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、す

みやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 各案についての質疑は次会に譲ることいたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会